

様式2

令和 年 月 日

(あて先) 港区長

団体名

代表者名

印

宣誓書

下記の事項について虚偽の申請でないこと、選考結果をはじめとした本選考の過程で知り得た情報について、正式に指定管理者が決定するまでは第三者に漏らさないことを誓約します。

記

高輪地区港区立いきいきプラザ指定管理者公募要項「III－1 公募の手続・手順」の項目中（1）アからエの申請者の資格に該当し、同（1）オに該当する項目はありません。

- ア いきいきプラザ施設の運営に熟意を持ち、施設の効用を最大限に発揮するとともに効率的な管理運営を図ることができる者。
- イ 指定期間中、事業の管理運営を安定して行う物的能力、人的能力を有している者。
- ウ 港区議会議員、区長、副区長、教育長並びに地方自治法第180条の5に規定する委員会の委員及び委員が、無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人又は清算人となっていない法人や、その他の団体。区が資本金、基本金その他これらに準ずるもの二分の一以上を出資している法人その他の団体であって、区議会議員以外の者が役員等となっているものは可とする。
- エ 高齢者の生きがいづくり事業、健康増進事業、介護予防事業、世代間交流事業に関する知識または経験を有していること。また、老人福祉センター、老人憩いの家など、これらに類する事業運営を行っている事業者であること。
- オ 団体又はその代表者が以下のいずれにも該当しないこと。
- (ア) 地方自治法施行令第167条の4第2項及び第167条の5第1項(同項を準用する場合を含む。)の規定により港区における一般競争入札等の参加を制限されている者。
- (イ) 経営不振の状態(会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項に基づき更正手続開始の申立てをしたとき、民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。)にある者。

- (ウ) 国税又は地方税を滞納している者。
- (エ) 指定管理者の指定の取消し（法人格の変更等に伴う指定の取消しを除く。）を受けてから2年間が経過していない者。
- (オ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に掲げる暴力団、又は暴力団若しくはその構成員でなくなった日から5年を経過していない者の統制下にある団体又は特殊知能暴力集団、準暴力団その他の犯罪集団に該当しない団体。